

[事案 2020-152] 給付金支払請求

・令和2年12月15日 裁定終了

<事案の概要>

特定部位不担保の条件が付された部位と異なる部位の手術であること等を理由に、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年5月に急性虫垂炎により入院し腹腔鏡下虫垂切除術を受けたため、平成29年1月に契約した医療保険（「小腸および大腸」について、4年間の特定部位・指定疾病不担保の条件が付加）にもとづき給付金を請求したところ、「小腸および大腸」に属する盲腸、虫垂に生じた疾病を主たる目的とする治療であったことを理由に、一部期間の給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、不支払となった期間の入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)約款には、不担保とする特定部位および指定疾病として「小腸および大腸」「盲腸（虫垂を含む）」がそれぞれ明記されていることからすれば、虫垂は「盲腸（虫垂を含む）」に該当し、「小腸および大腸」には該当しない。
- (2)不担保となっているのは、あくまで「小腸および大腸」であって、虫垂は「盲腸（虫垂を含む）」の部位であるから、支払い対象である。
- (3)募集人から、「小腸および大腸」以外の特定部位および指定疾病については支払い対象であると説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)「小腸および大腸」の「小腸」は「十二指腸、空腸、回腸」を指し、「大腸」は「盲腸、虫垂、結腸、直腸」をそれぞれ指し、「盲腸」は「大腸」に含まれる。よって、急性虫垂炎は「小腸および大腸」のうち、「盲腸・虫垂」に生じた疾病を直接の原因とした治療に該当し、特別条件不担保期間中であるから支払対象外である。
- (2)「盲腸（虫垂を含む）」について、「盲腸」は、引受条件の拡充を目的として、不担保部位を特定表示しており、「小腸および大腸」と「盲腸（虫垂を含む）」をそれぞれ別の部位とは取り扱っていない。
- (3)特定部位・指定疾病不担保の条件を提示する際、「小腸および大腸」以外の特定部位および指定疾病については支払い対象であるとの説明はしておらず、「小腸および大腸」の対象となる部位について個別具体的な質疑応答はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約において急性虫垂炎の治療のための入院・手術が、給付金の支払対象であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。